

平成 27 年度 事業計画

1 食品衛生指導員活動に関する事業

(1) 施設の巡回指導

食品衛生指導員は、毎月 1 回食品衛生点検票や指導項目に基づいて食品営業施設の巡回指導を実施して、自主的な衛生管理の推進に努めます。

平成 27 年度の巡回指導における重点指導項目は次のとおりです。

- 1) 食の安全は原材料のチェックから
(指導区分：原材料の衛生管理)
- 2) お客様の口に入るまでの安全を確保
(指導区分：製品の衛生管理（流通、輸送時を含む）)

(2) 食品衛生指導員の養成及び研修

- 1) 食品衛生指導員の資格取得のための養成講習会を実施します。この資格は、行政の指導のもとに行う指導員養成教育課程を修了した者に与えられ、適格者として認められた者が委嘱を受けます。委嘱期間は 2 年間です。
- 2) 食品衛生指導員として活動している者に対して、食品衛生知識の更なる向上のために研修会や食品施設の視察等を実施します。

(3) 食品衛生指導員全国研修会への参加

食品衛生指導員の食品衛生知識の向上と指導技術の研さん並びに食品等事業者の責務などに関する最新の知識を習得し、次世代のリーダーを担う食品衛生指導員としての資質の向上を図るために、日本食品衛生協会主催の食品衛生指導員全国研修会に参加します。

2 食品衛生思想の普及啓発に関する事業

(1) 食品衛生に関する講習会の実施

1) 食品衛生講習会の開催

毎年春先から夏場にかけて食品等事業者や一般消費者を対象に、食品衛生講習会を開催し、食中毒予防や食品衛生知識の啓発に努めます。

2) ノロウイルス食中毒予防講習会の開催

冬期のウイルスによる食中毒の対策として、食品等事業者やホテル、保育園、高齢者施設等の大量調理施設を対象に食中毒予防講習会を開催します。

3) 食品衛生責任者養成講習会の開催

福岡市食品衛生条例及び福岡市食品衛生責任者設置要領に基づき、食品取扱い施設ごとに設置が義務づけられている食品衛生責任者の養成講習会を開催します。
毎月 1 回、休日 2 回を含め年間 12 回実施します。

(2) 食品衛生月間行事

食中毒が多発する 8 月を「食品衛生月間」と定め、福岡市と共催で食品等事業者及び消費者に呼びかけ、食品衛生思想の普及・啓発を強力に推進していきます。

(3) 食品衛生大会の開催

福岡市と共催で食品衛生大会を開催し、食品衛生に優れた施設や功労者に対し表彰を行います。また、食品衛生指導員の能力向上を目的としての体験発表や外部からの専門の講師による「特別講演」を行います。

(4) 第56回(公社)日本食品衛生協会九州ブロック大会の開催

九州ブロック大会は、日本食品衛生協会と支部・支所との連携を図り、厚生労働省食品安全部長表彰、食品衛生指導員の体験発表や今後の事業について討議を行い、さらなる食品衛生の向上を図っています。九州各県・市支部が順番で開催しており、平成27年度は当支部が担当し福岡市で開催します。

日時 平成27年6月12日(金) 10時~12時

場所 福岡市民会館

(5) 食品衛生に関する情報提供や電話相談

食品関係業者や一般消費者に対して当協会のホームページやFAX等で、食品衛生に関する最新の情報を迅速に提供するように努めます。また消費者や事業者等からの食中毒予防や施設の衛生管理等に関する電話相談にも応じます。

(6) 機関紙の発行

当協会の最新情報を機関誌「食協ふくおか」に掲載し、食品衛生思想の向上や食品の安全性に関する情報提供を行います。

(7) 食品衛生の日

毎月20日を「食品衛生の日」と定め、自主管理票による自主点検及び食品衛生指導員による巡回指導の両面から食品衛生管理の強化を図ります。

3 表彰に関する事業

当協会の表彰規程に基づき、食品衛生の向上に功績があった者や優良施設に対して、表彰を行います。

(1) 協会表彰

衛生管理の優秀な施設に対して、「食品衛生模範店」・「5年連続食品衛生模範店」・「10年連続食品衛生模範店」・「15年連続食品衛生模範店」表彰、また平成27年度から「20年連続食品衛生模範店」の表彰を行います。

(2) 会長表彰

食品衛生関係事業に尽力し、その功績が特に顕著な者や他の模範と認められる施設に対して、会長表彰を行います。

(3) 各種表彰の推薦

厚生労働大臣表彰・厚生労働省食品安全部長表彰・日本食品衛生協会会長表彰・同理事長表彰・福岡市長表彰及び福岡市保健所長表彰の各候補者の推薦を行います。

4 会員加入獲得の推進

当協会の自立運営を確立するため、会員加入獲得を推進し、安定した協会運営を図ります。

5 食品衛生検査センター事業

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、当協会検査センターで食品関係従事者の腸内細菌検査や食品細菌検査及び食品取扱い施設の衛生検査を行い、食の安全・安心を確保するための事業を行います。

腸内細菌検査等の推進を図り、より一層検査技術や精度管理の向上に努めます。また、毎年2月に『食品衛生検査センター業務運営委員会』を開催し、検査事業の適正な運営を図ります。

【 計画件数 】	腸内細菌検査	37,000 件	
	食品細菌検査	2,100 件	4,500 項目
	施設衛生検査	13 社	400 施設

6 食品衛生コンサルタント事業

食品製造施設等の設備や従事者に関する衛生管理、調理施設や食品の表示等について、元食品衛生監視員が施設を訪問し、チェック表に基づき指導や助言を行います。また、設備の配置や食品残さの適正処理等の指導や食品等事業者の自主衛生管理のサポートを実施し、事業の拡大を図ります。

【 計画件数 】 6 社 150 施設 900 回

7 各種共済の推進事業

(1) 食品営業賠償共済、総合食品賠償共済（あんしんフード君）

食品等事故の際に、事業者の負担の軽減を図り、消費者保護と会員の経営安定を目的に、両共済への加入促進を図ります。

(2) 火災共済

食品事業者の多くは、火気の使用が不可欠のため、食品等事故と同様に火災事故でのリスクの軽減のため加入促進を図ります。

(3) 生命共済等

食協生命共済（ジブラルタ生命保険と提携）や、がん保険（アメリカンファミリー生命保険と提携）等、営業者・従業員及びその家族をサポートするため加入促進を図ります。

8 図書等の頒布

日本食品衛生協会発行の月刊誌「食と健康」、「食品衛生研究」その他の図書の頒布や食品衛生に関する器材等の斡旋を行います。

9 所有する不動産の賃貸事業

当協会が所有する本部事務所の一室を、公益財団法人日本健康・栄養食品協会の九州支部事務所として賃貸します。

10 日本食品衛生協会及び九州ブロック連絡協議会の会議等への参加

会 議 名	開催年月日	場 所
日本食品衛生協会 決算理事会	平成 27 年 5 月 29 日（金）	東京都
平成 27 年度九州ブロック連絡協議会	平成 27 年 6 月 11 日（木）	福岡市
平成 27 年度九州ブロック大会	平成 27 年 6 月 12 日（金）	福岡市
日本食品衛生協会 定時総会・通常総代会	平成 27 年 6 月 19 日（金）	東京都
日本食品衛生協会 指導員全国大会	平成 27 年 10 月 22 日（木）	東京都
日本食品衛生協会 全国表彰式典	平成 27 年 10 月 23 日（金）	東京都

1.1 福岡市施策への協力

(1) ごみの減量と清潔保持

福岡市として深刻なごみ問題に対応するために、施設の衛生管理の向上を図り、食品衛生指導員活動等を通じてごみの減量と清潔保持に努めます。

(2) 福祉のまちづくり

高齢化社会を迎え、福岡市が推進している「福祉のまちづくり」等の施策に、関係団体として積極的に協力します。